減免対象確認簡易フロー



主たる生計維持者が新型コロナウイルスで死亡した、 又は重篤な傷病を負った

> 主たる生計維持者が、 **新型コロナウイルスが原因で**収入が減少した

主たる生計維持者が会社都合による退職かつ雇用保険受給資格者証が発行された方で次に該当する方

- ・離職日において65歳未満
- ・雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の番号が
- 「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれか

非自発的失業者にか かる保険税の軽減制 度の対象となります。

> 減少する収入の種類は事業収入・不動産収入・ 山林収入・給与収入のいずれかである

主たる生計維持者の年間収入見込額が、 令和3年と比較して30%以上減少

主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が1,000万円以下

主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等 以外の令和3年の合計所得金額400万円以下

減免となる場合があります (全額もしくは一部)

減免要件を満たしていません